平成22年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年5月31日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 太田 健一 2番 野並 享子

3番 小菅 六雄 4番 髙橋 繁夫

5番 内田 聡史 6番 奥村 治男

7番 矢野 隆行 8番 梶山 幾世

9番 井狩 辰也 10番 市木 一郎

11番 坂口 哲哉 12番 田中 良隆

13番 中島 一雄 14番 丸山 敬二

15番 西本 俊吉 16番 三和 郁子

17番 鈴木 市朗 18番 田中 孝嗣

19番 立入三千男 20番 河野 司

不応招議員なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長 山仲 善彰 教 育 長 南出 儀一郎 政策調整部長 南 喜代志 総務部長 岡野 勉 市民部長 髙田 健康福祉部長 敏雅 一巳 新庄 都市建設部長 橋 俊明 環境経済部長 山本 利夫 環境経済部政策監 竹内 睦夫 教育部長 東郷 達雄 政策調整部次長 中島 宗七 総務部次長 井狩 重則 企画財政課長 立入 孝次 総務課長 遠藤 伊久也

出席した事務局職員の氏名

 事務局長田中正二事務局次長佐敷 政紀

 書 記 吉川 加代子 書 記 中原 正隆

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 会期の決定について
- 第4 平成21年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書他1件の報告について
- 第5 委任専決第2号 損害賠償の額を定めることについて
- 第6 議第48号から議第61号まで一括上程 (専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部 を改正する条例)他13件)
- 第7 議第48号から議第61号まで質疑、討論、採決

提案理由説明

- 第8 請願第1号及び請願第2号 (子どもの医療費無料化を求める請願書他1件) 紹介議員説明
- 第9 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第10 議会改革特別委員会の正副委員長の互選結果の報告

市長提出議案

委任専決第2号 損害賠償の額を定めることについて

- 議第48号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)
- 議第49号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保 険税条例の一部を改正する条例)
- 議第50号 専決処分につき承認を求めることについて (平成21年度野洲 市一般会計補正予算 (第10号))
- 議第51号 専決処分につき承認を求めることについて (平成21年度野洲 市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号))
- 議第52号 専決処分につき承認を求めることについて (平成21年度野洲 市介護保険事業特別会計補正予算 (第4号))
- 議第53号 専決処分につき承認を求めることについて(平成21年度野洲

市下水道事業特別会計補正予算 (第4号))

議第54号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例

議第55号 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議第56号 野洲市税条例の一部を改正する条例

議第57号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

議第58号 平成22年度野洲市一般会計補正予算(第1号)

議第59号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について

議第60号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について

議第61号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(鈴木市朗君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名全員であります。定足数に達しておりますので、平成22 年第2回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(鈴木市朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおり でありますので、ご了承願います。

次に、平成22年第1回野洲市議会定例会において可決されました改正貸金業法の早期 完全施行等を求める意見書ほか6件の意見書につきましては、平成22年3月26日付を もって内閣総理大臣を初め関係方面に提出しておきましたのでご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成22年度野洲市文化振興 事業団事業計画書及び会計予算書、平成21年度滋賀県市町土地開発公社事業報告書及び 財務諸表、平成22年度滋賀県市町土地開発事業計画書、収支予算書、資金計画書が市長 より提出され、配付済みのとおりでありますのでご了承願います。

(日程第2)

○議長(鈴木市朗君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第6番、奥村治男君、第7番、 矢野隆行君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(鈴木市朗君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの19日間にいたしたいと思います。これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月18日まで の19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますので、 ご了承願います。

(日程第4)

○議長(鈴木市朗君) 日程第4、平成21年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算 書他1件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成22年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

まず、今議会に提出いたしております案件の概要について、ご説明させていただく前に、 平成21年度各会計の出納整理期間が本日をもって終了いたしますので、各会計の決算数 値につきましては、6月10日の議会再開日に資料として取りまとめ、お配りさせていた だきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

また、本定例会におきましては、報告事項としまして、平成21年度繰越明許費繰越計算書1件、平成21年度事故繰越繰越計算書1件、委任専決処分1件をご報告いたします。

議案といたしましては、専決処分につき承認を求めることが6議案、議決案件として、 条例の一部改正4議案、平成22年度補正予算1議案、その他3議案の合計14議案につ きましてご審議をお願いしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成21年度の繰越明許費等の繰越計算書を調整いたしましたので、関係法 令の規定に基づき、ご報告申し上げます。

まず、平成21年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。 議案書の1ページをごらんください。

去る3月議会定例会において、一般会計補正予算の繰越明許費として議決いただきました総務費の庁舎等改修事業、ほか19件の事業につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

続きまして、平成21年度一般会計予算事故繰越繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

総務費の有隣館整備事業につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものであります。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

(日程第5)

○議長(鈴木市朗君) 日程第5、委任専決第2号損害賠償の額を定めることについて、 市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、委任専決第2号損害賠償の額を定めることについて、 ご説明申し上げます。

平成22年4月9日、市三宅地先の市道において発生した公用自動車の物損事故に対し、市の賠償額を3万8,325円と定めるものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを同条第2項の規定により報告するものであります。

(日程第6)

- ○議長(鈴木市朗君) 日程第6、議第48号から議第61号まで、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)ほか13件を一括議題といたします。事務局に議件を朗読させます。
- ○事務局長(田中正二君) おはようございます。それでは、議件を朗読させていただきます。議第48号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正

する条例)、他、専決処分の承認 5 件。議第 5 4 号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、他、条例改正案 3 件。議第 5 8 号平成 2 2 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)、議第 5 9 号滋賀県自治会館管理組合規約の変更について、他、その他の案件 2 件。

以上であります。

○議長(鈴木市朗君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めま す。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、議第48号専決処分につき承認を求めることについて から順次ご説明申し上げます。

本議案は、「地方税法等の一部を改正する法律」が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

主な内容は、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者について、合算した市県 民税を給与所得から徴収することができること、特別土地保有税の非課税措置の廃止、法 律名称・略称の改正による文言の整理等を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成22年4月1日及び平成22年6月1日から施行するものであります。

議第49号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、「地方税法等の一部を改正する法律」が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

主な内容は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額の改正、非自発的 離職者に対する保険税の算定における所得の減額制度の創設、法律名称・略称の改正によ る文言の整理等を行うであります。

なお、本条例につきましては、平成22年4月1日及び平成22年6月1日から施行するものであります。

次に、議第50号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成21年度野洲市一般会計補正予算(第10号)につきましては、別冊の平成21年 度野洲市補正予算書をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、各種譲与税、交付金、交付税等の額の確定、起債同意額の確定による過不足の調整や財政調整基金の積み立てなどを主なものとして補正したもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を195億6,890万4,000円としたものであります。

次に、第2条地方債の補正につきましては、8ページの第2表をごらんください。

地方債の限度額につきましては、それぞれの事業の同意額の確定により、合計で1,2 90万円を減額したものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

24ページをごらんください。

総務費では、財政管理費で財政調整基金を初めとして、積立金の合計で1億912万1, 000円を追加し、企画費では、篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会事業負担金の確定に より、同負担金を553万6,000円減額しております。

次に、30ページ、土木費の下水道事業費では、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の使用料等の決算見込みにより、特別会計繰出金7,229万2,000円を減額したものであります。

次に、消防費では、消防団員の退職者の確定による退職報償金で115万4,000円 を減額したものであります。

次に、公債費では、借換債の借入形態が元利均等から元金均等に変更されたことなどから、長期債の利子を3,000万円減額したものであります。

なお、その他に、起債同意額の確定に伴う補正により、財源更正を行っております。

一方、歳入につきましては、16ページをごらんください。

市税では、法人市民税の決算見込みの精査により、8,502万5,000円を減額したものであります。

地方譲与税では、額の確定により地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び地方道路譲 与税をそれぞれ追加しております。

次に、県税交付金関係では、利子割交付金、18ページの配当割交付金、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金はそれぞれ減額し、株式等譲渡所得割交付金は追加をしてお

ります。

次に、20ページ、地方交付税では、特別交付税の確定により1億2, 433万3, 00円を追加いたしました。

国庫支出金では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の決定により、1,062万2,000円を追加しております。

次に、市債では、それぞれの事業について、同意額の確定により1,290万円を減額 しております。

続きまして、議第51号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

44ページをごらんください。

平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)につきましては、当初には、歳入の見込みがなかったことなどのために設置していなかった国庫支出金及び県支出金の科目を新たに設け、予算区分の明確化を図ったものであります。これらのうち、国庫支出金の高齢者医療円滑運営補助金につきましては、高齢受給者証の差しかえに要する事務費に対する補助金でございます。

なお、歳出につきましては、歳入の補正に伴う財源更正であります。

続きまして、議第52号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

51ページをごらんください。

平成21年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、既定の 歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,301万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を27億464万9,000円としたものであります。

64ページをごらんください。

まず、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

保険給付費では、居宅介護サービス計画給付費及び審査支払手数料に不足が生じたため、 保険給付費内での組みかえを行っております。

基金積立金では、前年度決算剰余金のうち、4,300万円を介護保険給付費準備基金に積み立ての措置を講じたものであります。

62ページの歳入につきましては、繰越金で4,301万7,000円を追加しております。

続きまして、議第53号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

69ページをごらんください。

平成21年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ737万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億4,922万8,000円としたものであります。

次に、第2条地方債の補正については、74ページの第2表をごらんください。

地方債の限度額につきましては、流域下水道事業の建設負担金の確定により70万円を減額したものであります。

それでは、歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

84ページをごらんください。

公共下水道事業費の管渠管理費では、浄化センター維持管理負担金の確定により737 万7,000円の減額をしたものであります。

一方、歳入につきましては、82ページをごらんください。

使用料及び手数料の公共下水道使用料及び特定環境保全公共下水道の現年度分の合計で 6,561万5,000円を増額し、繰入金の一般会計繰入金で7,229万2,000 円を減額しております。

また、市債の下水道事業債は、先ほどの地方債の補正のとおりであります。

議第54号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、 ご説明申し上げます。

本条例は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成22年6月30日に施行されることに伴い、3歳未満の子を養育する職員の時間外勤務を制限するため所要の改正を行なうものであります。

なお、本条例につきましては、平成22年6月30日から施行するものです。

議第55号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」及び、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が平成22年6月30日に施行されることに伴い、職員の育児休業取得に係る制限規定を見直すため所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成22年6月30日から施行するものであります。 議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、「地方税法等の一部を改正する法律」が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容につきましては、市たばこ税の税率の引き上げ、年少扶養控除廃止後における 給与所得者等の扶養親族の情報収集に関する規定の追加、上場株式等の譲渡に係る市民税 の所得計算の特例などであります。

なお、本条例につきましては、平成22年10月1日、平成23年1月1日及び平成2 5年1月1日から施行するものであります。

議第57号野洲市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在、一般廃棄物収集及び処理に係る手数料をごみ袋等の料金として一部ご負担いただいておりますが、当初手数料設定を行った昭和57年当時3品目でありましたが、循環型社会を目指し、資源ごみの無料化、分別処理などを導入したことにより、現在では12品目と大幅に増加し、このためごみ処理費用は年間8億円を超えています。一方、手数料は可燃物や直接搬入のごみを除き昭和57年から料金の改正を行っておりません。そのため、現行手数料の料金設定時の負担率20%が現在では13.1%と、約1億円の手数料収入になっております。これを適正化する観点から、現在のごみ処理の実態に見合った手数料とするため改正を行うものであります。

具体的には、家庭系の収集手数料は処理費用に対する受益者負担率を現在の平均8.9%から平均で13.9%の負担に、クリーンセンターへの直接搬入にかかる直接搬入のごみ処理手数料は、家庭系では現在の平均15.3%から平均で19%の負担に、事業系では、現在の平均39.5%から平均で48%に改正にするものであります。

また、手数料改正時までにお持ちの旧のごみ袋等の使用について、ごみ袋等の劣化を防ぐとともに、買いだめを抑制するため、使用期限を平成24年3月31日までとするものです。

なお、本条例につきましては、平成22年10月1日から施行するものであります。 次に、議第58号平成22年度野洲市一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申 し上げます。

別冊の平成22年度野洲市補正予算書をごらんください。

まず、1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、子ども手当の支給費を計上しようとするもので、既定の歳 入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,438万5,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を184億7,438万5,000円とするものであります。

子ども手当につきましては、平成22年度の国の一般会計予算では、国債の発行額が税収を上回るという大変厳しい財政状況の中で盛り込まれたものであります。手当の当初の制度設計額は2万6,000円で、平成22年度支給額は、経過措置としてその2分の1の1万3,000円ということでありましたが、財政難等から平成23年度の支給額が現在流動的な状況であり、当初の制度設計は破綻状態であると考えられます。

また、地方負担は当初はないという話であったにもかかわらず、いざ実施段階では、地方に事前の説明もなく、一方的に従来の児童手当の地方負担相当分を強いるという措置となったことは、大変遺憾なことであります。また、来年度以降の子ども手当については、国が事務費、人件費等を含めた全額を負担するとともに、事務の負担を極力軽減することを去る5月14日の近畿市長会で決議されたところであり、私自身も無論同感であります。

しかし、制度も整えられたところであり、市民に不利益を及ぼすことは避けなければならず、今回の補正予算を提案するものであります。

それでは、歳出の内容についてご説明申し上げます。

14ページをごらんください。

総務費では、職員に支給する子ども手当を追加及び児童手当の減額で、差引1,719万円を増額し、民生費では、市民に支給する子ども手当10億4,000万円を追加するとともに、児童手当3億4,280万5,000円を減額するものであります。

一方、歳入につきましては、12ページをごらんください。

地方特例交付金では、従来の児童手当の地方負担相当分の超過分及び地方公務員の事業 主負担を超える分を追加し、児童手当の減額に伴う交付金を減額するものであります。

また、国庫支出金及び県支出金では、子ども手当の市民への支給分に係る法定負担分を 追加し、児童手当分を減額するものであります。

以上、一般会計補正予算(第1号)の提案説明といたします。

議第59号滋賀県自治会館管理組合規約の変更について、議第60号滋賀県市町村職員 研修センター規約の変更について、並びに議第61号滋賀県市町村交通災害共済組合規約 の変更について関連しますので、一括してご説明申し上げます。

本規約の変更については、平成22年3月21日から近江八幡市及び安土町が廃され、

その区域をもって近江八幡市が設置されることに伴い、各組合の規約を改正するため、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、これらの規約の変更につきましては、それぞれ滋賀県知事の許可があった日から 施行されるものであります。

以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

議第50号の消防費のところで、消防団員の退職者の確定による退職報償金で115万4,000円を「増額」であるところを「減額」と申し上げました。増額でございますので、訂正させていただきます。

失礼いたしました。

(日程第7)

○議長(鈴木市朗君) 日程第7、議第48号から議第53号まで及び議第58号専決処分につき承認を求めることについて、野洲市税条例の一部を改正する条例ほか6件を議題といたします。

ただいま議題となっております議第48号から議第53号まで及び議第58号について 質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午前9時26分 休憩)

(午前9時46分 再開)

○議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので発言を許します。

第2番、野並享子君。

○2番(野並享子君) おはようございます。議第48号の専決処分につき承認を求める ことについてを質問いたします。

野洲市税条例の一部を改正する条例についての専決処分ですが、年金所得の課税は年金から天引きされます。これは特別徴収です。本人の了解もなく年金から天引きされることに対して大きな非難がありました。課税限度額も引き下げされ、多くの方が税金を納めなくてはならない方がふえました。しかも予定していた年金より少なく、定年後もさらに、年金をもらってからも働かざるを得ない状況となっています。年度途中で年金受給者にな

った場合、普通徴収として納付書で税金を納めるというのが今現在だと思います。今回の 改正は、65歳未満の給与所得者であれば、年金所得の課税を給料から天引きすることが できるということではないでしょうか。

また、これまでのこのような状況の方でトラブルがあったのでしょうか。税金を滞納し 督促状を出すとかといったことがあったのでしょうか。

また、今回のこの改正によって何人ぐらいの対象になるのかお尋ねいたします。

- ○議長(鈴木市朗君) 総務部長。
- ○総務部長(岡野 勉君) 皆さん、おはようございます。それでは、野並議員の質問に 対しましてお答えをしたいと思います。

特別徴収、普通徴収ということでございます。平成21年10月より公的年金所得に係る市・県民税の公的年金からの特別徴収制度が開始されましたが、この制度の開始に伴い公的年金所得に係る市・県民税は年金からの特別徴収か、または自分で納付する普通徴収によるものとされ、平成20年度まで給与から特別徴収で市・県民税を納めていただいた納税義務者の方も公的年金所得に係る市・県民税は普通徴収で納めなければならないことになり、手間もかかり、納め忘れなども発生をしておりました。今回の改正により、ご質問のありました特別徴収の対象となった方は284人でございます。

それと、トラブルがあったのでしょうかというようなご質問もあるんですけれども、そのようなことはちょっと私は聞いておらないというのが現状でございます。

以上、答弁といたします。

- ○議長(鈴木市朗君) 野並享子君。
- ○2番(野並享子君) 普通徴収と特別徴収、これは選択性という形になってますけども、 どうしますかと言って、まず尋ねていただけるのですか。今まで大体皆さんから不満に上 がっているのは、そういうふうな尋ねもなく年金から勝手にとっていくと。介護保険料が そうですね。年金から勝手に天引きをしてしまうと。それで、「いや、銀行の引き落としに してほしい」と本人が言えば銀行引き落としになる。けども、言わない限り年金から天引 きしてしまうと。これは一番最初からこのやり方に対して問題があると言って出してた部 分なんです。

今回、またこういう形で65歳未満の年金比例報酬部分が私だとしたら65歳から満額やけども、60歳ぐらいから比例報酬部分は年金をもらうことになりますよね。そうしたら、そこから勝手に引いていくというふうな、それは行政サイドとすればとりはぐれなく

税金を徴収することができると思うのですけれども、納める側とすればそれは余りないやろと。やっぱり税の部分に関して納めんならんものは納めんならんにしても、先に天引きすることないやろというふうな思いをずっと皆さん持ってるんですよ。今回の改正で、そういうふうなことになるんではないかというふうに思いまして、ちょっとお尋ねさせていただいたのですけど、284人の方が対象になるということですから毎年毎年ありますよね。毎年毎年60歳になっていって年金受給者になるんですから、そういう状況が起ってくると思うんですけども、お尋ねします。

- ○議長(鈴木市朗君) 総務部長。
- ○総務部長(岡野 勉君) 再度の質問にお答えをしたいと思います。

選択性とはどういう認識かということでございますが、本来申し出をいただいて、そして普通徴収にするのか、あるいは特別徴収でいいのかというご判断になるのではないかと。 ちょっとこれは確認しなければならないのですけれども、そういうふうには私は認識をいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

- ○議長(鈴木市朗君) 野並享子君。
- ○2番(野並享子君) 税金、県民税の納付をせえという形で来る6月ですか。それまでにどうするんやという通知が来るんですか。そんなことできる時間があるんですか。天引きが先に特別徴収という形で進んでいって、「いやいや、そんなんやめといて」と言って本人が申請するというふうな形になるのか、最初から天引きではなくて普通徴収でやってほしいということが言えるのどうか、ちょっとそこの確認をお願いします。
- ○議長(鈴木市朗君) 総務部長。
- ○総務部長(岡野 勉君) それでは、再々質問にお答えをしたいと思います。

まず、最初の答弁の中で若干言い方が間違っておった部分について、まずご訂正をした いと思います。

特別徴収でございますので給与からの天引きということで、先ほど市・県民税は年金からの特別というふうなことを申し上げたと思いますが、ちょっとご訂正をいただきたいと思います。

それと、先ほどもお答えしましたが、やはり納税者の申告によりということですので、 改正内容を見ていますと、給与からの特別徴収については申告より普通徴収も可能である ということでございます。そういうことで、申し出をしていただく、申告をしていただく ということになると思います。 もう一点、時期的なもの、その部分についてはお答えはできませんというか、ちょっと 今、情報を持ち得てないので、申しわけないのですけれども、そういうことでよろしくお 願いしたいと思います。

- ○議長(鈴木市朗君) 次に、第3番、小菅六雄君。
- ○3番(小菅六雄君) それでは、議第49号専決処分について質問いたします。

今回の専決ですが、地方税法改正に伴う市の国民健康保険税条例改正であります。提案 説明がありましたように、1点目の国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、それと2つ 目は非自発的、すなわちリストラによる離職者に対する保険税の減額制度が主な改正点で あると思います。

そこで1点目にお聞きしますが、今回の国民健康保険税の限度額引き上げは、新たな国民健康保険税の事実上の値上げにつながるわけでありますが、とりわけこの平成22年度から3月議会では本市の場合、国民健康保険税、平均32%値上げになっているわけであります。であれば一層限度額を越える世帯がふえると思うんですけれども、そこで市に統計的な資料があるかちょっとわからないですけれども、聞きたいのは、今回は医療分が3万円、後期高齢者医療分が1万円の引き上げでありますが、このことによりまして新たに限度額を超える世帯なり影響額はどうなるのかと。全体で限度額を超える世帯なり影響額について、初めにこれをお聞きしておきたいと思います。

それと、2点目の質問です。先ほど言いましたように、非自発的離職者、リストラによる人たちなんですけども、今回の法改正では前年度の給与所得を100分の30に減額して所得割を課税するというものでありますが、これは私ども国会では一定の前進面として評価したところはあるのです。しかし、今日市民の置かれた雇用や所得、収入、暮らしの現状はご承知やと思うのですけれども、リストラによる離職者はもちろんですが、自己都合とはいえ病気の場合もあるし、家の事情もありますし、そうした人も含めて今日の状況、暮らしの状況を見れば、そういう人たちも収入が途絶えるという意味では同じ条件やと思うんですね。その点が不十分やと思うんですね。先ほど言いましたように、前進面は評価するところもあるのですけれども、対策は不十分と考えますが、私はこの層にも対策をこの際とるべきやったと思うのですけれども、その点についての見解というか考え方をお聞きしたいと思います。

- ○議長(鈴木市朗君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 専決処分での議論というのがどこまで制度を変えられるか、意味

があるかどうかなのですけれども、ご指摘のように、今のご質問を全般的に申し上げます と、やはり国の制度と地方制度がどうあるべきかということだと思います。

特に、2点目で私も制度が変わったときに庁内で議論したのですが、おっしゃるように、 非自発的な離職者というのは雇用されている人であって、今ご指摘のような状態だけじゃなしに、自営業の方にしても前年度景気がよくて所得があった、その年、次の年になくなったと。まさに、むしろそういう方のほうが多いわけだと思うのですが、今回の制度は雇用されている人だけにしか視点を当ててないということで、大きな課題があると思っています。

ただ、もう一つの課題は、国税中心に捕捉をしているからであって、前年度の所得を前提にしているからこういう問題が起こるわけです。ですから、国税の場合は年度内で調整してとっています。地方の場合は、その確定したものを前提にして次年度にかけています。だから、当事者にしてみれば、その前年度といいますか、当該年度にはそれ相当の所得を持っておられるわけで、払うときになると条件が変わっている。そういう問題で、ある国がやっているように、市町税をベースにして国税に渡すというシステムにすれば、この時間差が生じないわけでして、どこかを変えると全体が狂ってくる。ですから、今ご指摘のように、非自発的な離職者だけを変えて、自営業の方に及ぼす、あるいは事故があった方に及ぼすという形ですると、これは財政を物すごい傷めてきます。この今の制度も財政を傷めているわけです。

ですから、問題はやはり税の制度あるいは所得の制度、地方と国の制度をどうするかというところに及びますので、私は小手先の問題だけは解決がつかないだろうというふうに思っています。

それともう1つは、後ほどまた部長から説明いたしますけれども、いろんな状態に対して既に市レベルで制度があるわけですね。経済的な困窮者の方に対しては減免をするとかという制度との整合性がないわけです。そういう方たちにとっては、現在持っている制度は、さっき申し上げたような人たち、自営業の方も含みます。まだ、その制度は充実が必要なのですけれども、今回この雇用されている人だけが減免が出てきたことがご議論ですので、また細かいことは答えますけれども、全体を考えないと、単に減免減免を積み重ねていくだけですと、いつも申し上げているどこからお金が降ってくるのかという課題がありますので、本当に考えるのであれば、市税がベースになって、それが県にお金が一部行く、国に一部行くとかといった大胆な改善をしない限り、財政構造、保険構造が成り立た

ないかなと。

ですから、今回民主党というのは地域主権とか言っているのに、こういう委任専決でお願いしないといけないという形で法律が先にもう変わってきているということは私は遺憾なのですが、提案説明でそんなことを言うわけにいかないので申し上げませんでしたけれども、あえてご質問がありましたら根本的な問題を秘めているということを全体としてまずご答弁をさせていただきます。

詳細はまた部長のほうからお答えいたします。

- ○議長(鈴木市朗君) 総務部長。
- ○総務部長(岡野 勉君) それでは、小菅議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の今回の改正に伴いまして、医療分あるいは後期高齢者医療分の新たに限度額を越える世帯と影響額ということでございます。これにつきましては、平成21年度実績ベースでシミュレーションをいたしました。医療分につきましては236世帯で708万円。そして、後期高齢者支援金分については282世帯、282万円。これは1万円の引き上げですので、282万円ということでございます。

続きまして2点目、これを含め全体の限度額を超える世帯と影響額ということでございますが、1点目もシミュレーションということでございまして、2点目をまだ把握できてないのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、先ほど市長のほうから概要は、考え方等についてはお答えいただきましたが、もう少し細かい部分でお答えをさせていただきたいと思います。今回の改正につきましては、非自発的失業によると、リストラの軽減ということでございまして、ご質問の趣旨の病気やけが、あるいは自己都合については該当しないということでございますが、先ほど市長の話の中にもありましたが、市の条例あるいは要綱等で定めておりますので、そういう減額措置、独自の減額措置がございます。先ほど言いました減免の取扱要綱も定めておりますので、それに基づいて対応してまいりたいと思います。限度額引き上げと中間所得層の負担を軽減するためのものであるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

- ○議長(鈴木市朗君) 小菅六雄君。
- ○3番(小菅六雄君) 市長も言われましたように専決処分ということでありまして、決まったものが自動的に流れているわけで、市長も若干いかがなものかという話もありましたが、具体的にもリストラだけが対象という意味では、しかしもっといろんな層の方々が

大変な面があるので、一定問題点、市長と共有できたと思うんです。

それはそれとしまして、今回限度額が後期高齢者医療分と医療分を合わせて、59万円が63万円、4万円上がるわけなんですね。国民健康保険税そのものは、これまで問題になってますように、所得の低い層、無職を中心とした弱い人々の層なのですけれども、もちろん高額所得者もおられますが、限度額を上げるということは、必然的にそれまでがそこそこの一つの所得の層で限度額にならなかった人が広がるということですね。

それで、少し教えてほしいのですけども。国民健康保険世帯、これは野洲市の多分平成22年度当初の所得階層別の加入世帯なのですけれども、例えば一番上の33万円以下が1,595世帯で21.9%になりますね。逆に、900万円以上の層が217世帯で約3%なのですけれども、先ほど200数十世帯が限度額を超える世帯になるという話でした。これは収入によって、あるいは世帯の人数によって国民健康保険税がかわってくるのですけれども、限度額を引き上げるということはだんだん限度額の対象が所得の低い層になっていくことにつながるわけですね。その点、どこら辺まで所得の層が限度額の対象になるのか、そこら辺をどう見ておいでなのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それと、リストラ離職者に対する所得割の減額問題です。市長が言われましたが、従来ある減額あるいは免除制度を云々ありますが、これに限って見れば整合性はないのは事実でありまして、もちろん今回は国がこういうことをしたわけですが、自治体の努力として整合性を持たせるためにも、やはり今回の税条例改正について自治体の裁量で努力する部分がなかったのかどうかですね。先ほど市長も言われましたように、自営業者とか、あるいは働いていた方でも病気等、家の都合でやめた方もおいでで、そういう人も含めて収入が途絶えるという意味では全く同じ条件ですので、国の不十分さは指摘しつつ、地方自治体の裁量としてこれに準ずる条例といいますか、制度を持つべきやったと思うのですけれども、この点は考えがなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

- ○議長(鈴木市朗君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 小菅議員の2点目の再質問にお答えいたします。

今の非自発的な離職者だけじゃなしにということですが、同じ制度ではないのですが、 さっき申し上げた市の条例に基づく、あるいは要綱に基づく制度がありますから、当面は それだというふうに思います。

それと、さっきも言いましたように、財源をどうするかという検討もしないといけないので、単に制度だけつくって済むものではございませんので、その2点から今回は国の制

度が変わってきた分だけを改正させていただくということで対応いたしました。

- ○議長(鈴木市朗君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(新庄利雅君) おはようございます。小菅議員の再質問にお答えさせて いただきます。

まず、限度額を引き上げたということでして、59万円から63万円に引き上げたということで、4万円を高額の所得の方には負担いただこうという仕組みですので、引き上げるということは、言ってみたら低所得層を含めてその方については減額になるということです。高い層からいただくということですので、基本的には所得の少ない方の負担を抑えようというのがこの限度額を引き上げるという趣旨でございます。

今回、例えば医療分ですと3万円限度額が引き上がったと。今回、医療分で言うと、7. 35%という税率にさせていただきます。3万円ということは、所得で言うと40万円で すね。約40万円の所得で3万円の税額が出るということになります。

今回、全体としましては、基本的には今シミュレーションしているのは所得で言うと630万円ですね。この方が今回医療分で言ったら限度額50万円ですね。支援金分ですと、13万円。所得で630万円、給与所得で言うと八百二、三十万円の所得がある方がこの限度額に達すると。これを越している人が200数十世帯おいでになるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁をさせていただきます。

- ○議長(鈴木市朗君) 小菅六雄君。
- ○3番(小菅六雄君) 介護保険分が入っているからちょっと正確ではないのですけどね。 所得356万円で、医療分、後期高齢者分、国民健康保険税が平成21年度は45万円で、 今回32%に値上げになれば約55万円、さっき聞きましたように介護分も含んでいます ので、そういう意味では正確でないかもわかりませんが、50万円を超える、55万円前 後になる世帯も試算を見ますとあるわけですね。さっき言いましたように、所得と人数に よっても違いますから、356万円でそれぐらいの国民健康保険税になるということは、 さっきの資料で今630万円ほどが限度額を超えるボーダーラインと違うのかと言われま したが、さっきのこの資料を見ましたら、もっと低い所得の層で対象になるのと違うかな と思うのですけれども、そうではないのでしょうか。想定されませんか。630万円ぐらいですか。

(発言する者あり)

- ○議長(鈴木市朗君) 私語は慎んでください。
- ○3番(小菅六雄君) 今、単身という言葉を言われましたが、それやとちょっと正確でないかもわからないんですよね。単身もありますけれども、3人、4人というご家庭もたくさんあるわけでありまして、そういう意味ではもっと所得の低いランクになっていくと思うんですね。そういう意味では、本当に大変だと思うのですけれども、もう一度お聞きしておきたいと思います。
- ○議長(鈴木市朗君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(新庄利雅君) 小菅議員の再々質問にお答えをさせていただきと思います。

先ほど単純に計算させていただいたのは、お一人の方でいきました中で医療分なり、ただ7.35%を単純に所得で掛けさせていただいて、それに応益割りの分を足すと、49万7,000円、50万円になるのかなという計算でございますので、ご理解をいただきたいと思います。基本的には、国民健康保険税の場合はいろんな扶養控除がなくて、基礎控除のみを引いて所得、税率を掛けさせていただきます。応益割りにつきましては均等割り、平等割りという部分で、超す世帯が今回は230数世帯、この方が想定をされるということですので、前年度所得に基づきますので、それぞれ動いてますので6月中旬、本算定、この段階でないと、なかなか細かな数字としては出てこないなと考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長(鈴木市朗君) 以上で通告による質疑は終結いたします。

お諮りいたします。

議第48号から議第53号まで及び議第58号については、会議規則第39条第3項の 規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、議第48号から議第53号まで 及び議第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、議第48号から議第53号まで及び議第58号について討論を行います。討論は ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結します。 これより順次採決いたします。 お諮りいたします。

まず、議第48号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(鈴木市朗君) ご着席ください。起立多数であります。よって、議第48号は原 案のとおり承認されました。

次に、議第49号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第49号は原 案のとおり承認されました。

次に、議第50号専決処分につき承認を求めることについて(平成21年度野洲市一般会計補正予算(第10号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第50号は原 案のとおり承認されました。

次に、議第51号専決処分につき承認を求めることについて(平成21年度野洲市国民 健康保険事業特別会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起 立を求めます。

(起立全員)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第51号は原 案のとおり承認されました。

次に、議第52号専決処分につき承認を求めることについて(平成21年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第52号は原 案のとおり承認されました。

次に、議第53号専決処分につき承認を求めることについて(平成21年度野洲市下水 道事業特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求 めます。

(起立全員)

○議長(鈴木市朗君) ありがとうございます。ご着席願います。起立全員であります。 よって、議第53号は原案のとおり承認されました。

次に、議第58号平成22年度野洲市一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可 決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第58号は原 案のとおり可決されました。

(日程第8)

○議長(鈴木市朗君) 請願第1号及び請願第2号子どもの医療費無料化を求める請願ほか1件を議題といたします。

紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。

まず、請願第1号について、第2番、野並享子君。

○2番(野並享子君) 請願第1号子どもの医療費無料化求める請願について朗読をさせていただいて、趣旨説明といたします。

安心して、いつでも、どこでもお金の心配なく治療を受けられるようにしたい。これは すべての患者や家族みんなの願いです。野洲市では、通院は修学前まで、入院は中学校卒 業まで無料であり、大変喜ばれています。

最近、京都府下では中学校卒業まで医療費を無料化するまちもふえており、さいたま市でも昨年10月から中学校卒業までの医療費の無料化を拡大しました。さらに、東京都や群馬県などのように、都として、あるいは県として中学校卒業まで無料にし、子育て支援に力が注がれています。

野洲市の若いお父さん、お母さんから病弱な子どもがいるので医療費の負担が大変、小学校に入学したら3割負担は厳しい、毎月2人の子どもの歯科治療はきついので、一人ずつ隔月に連れていっているなど切実な声を聞きます。野洲市の通院の医療費無料化を中学校卒業まで拡大し、子育て応援のまちにすることを求め請願します。

請願項目。1、子どもの通院医療費の無料化を中学校卒業まで拡大させること。この署名には、2,820名の個人署名も添えて出されております。それぞれのまちや保育園、幼稚園前で署名活動を私もさせていただきましたが、非常に大きくの方々から「いつでき

るの」、「もうできるの」という本当に大きな期待の請願であろうかと思います。議員各位 のご賛同いただけますようお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

- ○議長(鈴木市朗君) 次に、請願第2号について、第10番、市木一郎君。
- ○10番(市木一郎君) それでは、新たな食料・農業・農村基本計画に関する請願について、請願書の朗読をもって説明にかえたいと思います。

新たな食料・農業・農村基本計画に関する請願書。請願趣旨。

新たな食料・農業・農村基本計画は、本年3月29日に食料・農業・農村政策審議会に おいて答申され、3月30日に閣議決定されました。赤松農林水産大臣は、新た基本計画 の閣議決定を受け、食と地域の再生に向けてという談話を発表し、その談話で食料、農業、 農村政策を政府一丸となって施策を推進していくとされました。

また、新たな基本計画は、その前書において食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置づけたこと、農業構造の展望において家族農業や集落営農など多様な担い手を明確に位置づけたこと、食料自給率目標を50%に引き上げたことなど、農家にとって評価できる内容が盛り込まれました。

しかし、戸別所得補償制度の導入や品質と安全・安心といった消費者ニーズに適した生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生の政策枠組みが示されましたが、施策の時期や手法などを示した行程表が示されておりません。今後、国家戦略として施策を推進するため、施策の時期や手法などを含めた政策の明示と万全な予算の確保等について明らかにすることが必要であります。

つきましては、こうした状況を踏まえ、下記事項が実現できるよう、政府関係機関に対して意見書の提出など必要な措置を講じていただきたく、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

項目です。

- 1、農業所得の増大を実現する政策の確立。
- 1)農業所得の増大目標の設定については、基本計画に具体的な目標が設定されませんでした。しかし、食料受給率目標達成のためには、農業者が持つ将来的不安を解消し、安心して収納できる環境づくりと農家の所得安定に対する具体的増大目標の設定が必要であります。よって、今後、戸別所得補償制度の本格的実施や農業、農村の6次産業化の推進等において、所得の増大を実現する政策の時期や手法など計画的に明示した行程表を策定すること。また、実現に向け万全な予算を優先的に確保されたい。

- 2、食料自給率の向上と農業、農村の活性化の実現を目指したWTOドーハラウンド農業交渉への対応。
- 1) 平成32年度の食料自給率目標を関係者の最大限の努力を前提として、平成21年度供給熱量ベースで41%を50%まで引き上げるとされているが、先進国中で最低水準の食料自給率にある日本において目標数字だけでは実感はなく、具体的な施策を早期に示されたい。
- 2) WTOドーハラウンド農業交渉については、我が国の食料輸入国としての立場を最大限に反映すべきことを念頭に置きながら、各国の農業が相互に発展することができる貿易ルールの確立を目指すとされていますが、新たな基本計画に沿った食料自給率の向上と農業、農村の活性化を実現する上で、農産物関税の大幅な削減と関税割り当て数量の大幅な増大を求める現在の議長案は受け入れられないという基本姿勢を引き続き堅持されたい。
 - 3、品目実態に即した戸別所得補償制度の本格実施と品目別政策の確立。
- 1) 戸別所得補償制度については、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、 米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計するとされていますが、本格実施の具体的年次が明記されていません。そのようなことから今後、戸別所得補償制度の本格実施に向けた検討を実施するとともに、結果の公表と具体的年次を示されたい。また、地方分権が叫ばれる中、地域の特色ある作物振興のため、全国一律単価の支援に加え、地域裁量に基づく地域性を生かせる対策も検討いただきたい。米については引き続き需要調整を推進するとされていますが、国の関与のもとで具体的な過剰米対策の確立と実行性のある生産調整の方策を確立されたい。また、政府の需要見通しを大幅に下回る平成21年産米の販売不振と価格下落が続き、このままでは平成21年産米の大量の持ち越し在庫と平成22年産米の米価下落は必至であり、緊急的な米価下落対策と米戸別所得補償モデル対策における財源確保を講じられたい。
- 2) 畜産、酪農については、所得補償制度の具体的な仕組みが明記されておらず、現在の畜産経営安定対策の実施状況を踏まえて、所得補償程度のあり方や導入時期を検討するとされていますが、畜種ごとの実態を踏まえた政策の確立と万全な予算の確保をされたい。なお、現在感染拡大している口蹄疫については、早急に万全な対策を講じられたい。
- 3) 野菜、果樹については、恒常的に販売価格が生産費を下回っている状況にはないとして、コスト割れ実態等の認識がありません。よって、今後新たな支援策を検討するとされていますが、加工用・業務用対策による所得の増大、需給と価格の安定や経営安定対策

を具体的されたい。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

(日程第9)

○議長(鈴木市朗君) 日程第9、議会改革特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、委員会条例第6条の規定により、20名の委員をもって構成し、野洲 市議会の議会改革等に関する調査研究を行うため、議会改革特別委員会を設置し、付議事 件が終了するまで閉会中も継続して審査等を行うものといたします。これにご異議ござい ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、20名の委員をもって構成し、野洲市議会の議会改革等に関する調査研究を行うため、議会改革特別委員会を設置し、付議事件が終了するまで閉会中も継続して審査等を行うものと決定しました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8 条第1項の規定により、本職を含む全員を指名いたします。

暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第10)

○議長(鈴木市朗君) 日程第10、議会改革特別委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

議会改革特別委員会委員長に第16番、三和室郁子君、副委員長に第3番、小菅六雄君。 以上のとおり互選されましたので、報告をいたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月1日から6月9日までの9日間は議案調査のため休会といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、明6月1日から6月9日までの 9日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月10日は午前9時から本会議を再開。議案質疑及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。(午前10時55分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年5月31日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署 名 議 員 奥 村 治 男

署 名 議 員 矢 野 隆 行